

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### I 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名：習志野市公共下水道事業特別会計

事業名	公共下水道、流域下水道（下水道事業）		
事業開始年月日	昭和40年12月30日	地方公営企業法の適用・非適用	□適用 ■非適用
団体名	職員数（H23. 4. 1現在）		29
構成団体名			
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 □経営健全化基準以上（年度）		
	計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成23年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

#### 2 財政指標等

資本費	103（20年度）	財政力指数	0.943（21年度）
資金不足比率（健全化法）（％）	（年度）	財政力指数（臨時債振替前）	（年度）
経常収支比率（％）	92.8（20年度）	実質公債費比率（％）	9.5（21年度）
		将来負担比率（％）	82.8（20年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。
- 3 財政力指数（臨時債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： 〕

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 □にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公的資金補償金免除補償金免除繰上償還に係る公営企業健全化計画
計画期間	平成23年度から平成27年度
計画策定責任者	習志野市長 宮本 泰介
既存計画との関係	経営改革プラン（平成22年度～26年度）に準拠
公表の方法等	習志野市ホームページに公表するとともに24年3月議会にて市議会議員に配布し、報告する。
基本方針	集中改革プランと経営改革プランに基づき、下水道使用料の受益者負担の原則に則り、使用料を改定し自主財源の確保を図り、下水道事業の経営基盤の強化を図る。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満 旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満 旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		50,101.7	1,116,578.0	1,166,679.7
	補償金免除額		11,165.9	334,214.2	345,380.1
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融庫資金	繰上償還希望額			671,695.4	671,695.4

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に（ ）書きで記入すること。

6 平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	公共下水道事業	1,487,554.1	6,982.7	1,087,083.4	2,581,620.1
	流域下水道事業	22,324.3	43,119.0	29,494.6	94,937.9
	合 計 (A)	1,509,878.4	50,101.7	1,116,578.0	2,676,558.0
※上記のうち 再掲（再掲）の区分					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	1,509,878.4	50,101.7	1,116,578.0	2,676,558.0

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
	合 計 (A)				
※上記のうち 再掲（再掲）の区分					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

【旧公営企業金融庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成24年度9月期残高)	年利6%以上 (平成24年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	公共下水道事業		609,732.3	654,755.4	1,264,487.6
	流域下水道事業		10,892.4	16,940.0	27,832.3
	合 計 (A)		620,624.7	671,695.4	1,292,319.9
※上記のうち 再掲（再掲）の区分					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)		620,624.7	671,695.4	1,292,319.9

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融庫資金の別、年利別に記入すること。

2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>汚水の維持管理経費については、下水道使用料にて全額賄っているものの、汚水資本費については、下水道使用料では全額賄えず、一般会計からの基準外繰出し金によって補填している状況にある。基準外繰出し金の削減に努め、下水道財政の経営基盤の強化のため、概ね3年から4年で使用料改定を実施している。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 料金の適正化による使用料回収率の向上</p> <p>汚水の維持管理経費については、下水道使用料にて全額賄っているものの、汚水資本費については、下水道使用料では全額賄えず、一般会計から補填している状況にある。 定期的な下水道使用料改定を実施し、使用料回収率の向上に努めることによって、下水道財政の経営基盤の強化を図る。</p>
	<p>課 題 ②</p>
	<p>課 題 ③</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

年 度		平成18年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成19年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成21年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成22年度 (計画前年度) ( 決 算 見 込 )	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	3,859	3,677	3,863	3,875	3,902	5,011	3,991	3,779	3,796	3,861
	(1) 営 業 収 益 (B)	3,328	2,871	2,968	3,066	3,167	3,823	3,304	3,199	3,261	3,353
	ア 料 金 収 入	1,874	1,902	2,004	2,069	2,124	2,223	2,291	2,312	2,425	2,548
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ そ の 他	1,454	969	964	997	1,042	1,600	1,013	887	836	805
	(2) 営 業 外 収 益	531	805	895	809	735	1,188	687	580	535	508
	ア 他 会 計 繰 入 金	516	791	876	792	721	1,174	675	567	523	495
	イ そ の 他	15	14	19	16	14	14	12	13	12	13
	2 総 費 用 (D)	2,985	3,003	2,644	2,589	2,589	2,753	2,743	2,732	2,700	2,678
	(1) 営 業 費 用	1,417	1,528	1,499	1,500	1,539	1,739	1,795	1,835	1,848	1,868
	ア 職 員 給 与 費	153	175	159	137	126	133	133	133	133	133
	うち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イ そ の 他	1,264	1,353	1,340	1,364	1,413	1,606	1,662	1,702	1,715	1,735
	(2) 営 業 外 費 用	1,567	1,475	1,145	1,089	1,050	1,014	948	897	852	810
	ア 支 払 利 息	1,498	1,415	1,093	1,058	1,028	998	908	857	812	768
うち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	3	3	3	3	3	
イ そ の 他	69	61	52	31	22	16	40	40	40	42	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	875	673	1,219	1,286	1,312	2,258	1,248	1,047	1,096	1,183	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	2,723	6,967	2,966	3,734	4,083	6,779	3,070	2,331	2,319	2,331
	(1) 地 方 債	1,109	4,943	1,265	1,528	1,576	3,778	1,653	847	949	886
	資本 費 平 準 化 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 他 会 計 補 助 金	857	1,072	624	608	756	1,250	687	604	556	528
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	142	326	458	982	1,157	1,188	103	284	218	321
	(6) 工 事 負 担 金	615	626	619	615	595	563	596	596	596	596
	(7) そ の 他 9.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 資 本 的 支 出 (G)	3,572	7,667	4,185	5,019	5,316	9,036	4,318	3,378	3,414	3,514
	(1) 建 設 改 良 費	1,294	1,531	2,116	2,904	3,033	5,662	1,693	1,520	1,570	1,570
	うち 職 員 給 与 費	66	52	64	73	76	73	73	73	73	73
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	2,271	6,126	2,057	2,104	2,193	3,374	2,625	1,858	1,844	1,944
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) そ の 他	7	9	12	11	90	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	▲ 849	▲ 700	▲ 1,219	▲ 1,285	▲ 1,233	▲ 2,258	▲ 1,248	▲ 1,047	▲ 1,096	▲ 1,183	

(単位:百万円,%)

年 度	平成18年度 (計画前5年度)	平成19年度 (計画前4年度)	平成20年度 (計画前3年度)	平成21年度 (計画前々年度)	平成22年度 (計画前年度)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
区 分	( 決算 )	( 決算 )	( 決算 )	( 決算 )	( 決算見込 )	( 決算見込 )	( 決算見込 )	( 決算見込 )	( 決算見込 )	( 決算見込 )
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	26	▲ 26	0	1	79	0	0	0	0	0
積 立 金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	0	26	0	0	0	0	0	0	0	0
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	26	0	0	0	79	0	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	26	0	0	0	79	0	0	0	0	0
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)	90	0	0	0	0	0	0	0	0
	赤 字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	73.4	40.3	82.2	82.6	81.6	81.8	74.3	82.3	83.5	83.5
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	3,328	2,871	2,968	3,066	3,167	3,823	3,304	3,199	3,261	3,353
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)	3,328	2,871	2,968	3,066	3,167	3,823	3,304	3,199	3,261	3,353
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企 業 債 現 在 高 (X)	35,984	34,800	34,008	33,432	32,815	33,220	32,248	31,237	31,376	31,496

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度	平成18年度 (計画前5年度)	平成19年度 (計画前4年度)	平成20年度 (計画前3年度)	平成21年度 (計画前々年度)	平成22年度 (計画前年度)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
区 分	( 決算 )	( 決算 )	( 決算 )	( 決算 )	( 決算見込 )	( 決算見込 )	( 決算見込 )	( 決算見込 )	( 決算見込 )	( 決算見込 )
収 益 的 収 支 分	1,761	1,543	1,633	1,566	1,545	2,537	1,489	1,225	1,130	1,070
	うち基準内繰入金	1,452	1,184	1,518	1,479	1,471	2,415	1,418	1,166	1,076
	うち基準外繰入金	309	359	115	87	74	122	71	59	54
資 本 的 収 支 分	857	1,072	624	608	755	1,250	687	604	556	528
	うち基準内繰入金	254	377	135	137	152	253	139	123	112
	うち基準外繰入金	603	695	489	471	603	997	548	481	444
合 計	2,618	2,615	2,257	2,174	2,300	3,787	2,176	1,829	1,686	1,598

## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金回収率※ (%)	70.7	74.4	79.5	92.6	92.0	81.8	88.9	91.3	96.5	99.1
資本費 (円又は%)	123	105	103	85	61	143	110	78	75	76
総収支比率(法適用) (%)										
経常収支比率(法適用) (%)										
営業収支比率(法適用) (%)										
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	73.4	40.3	82.2	82.6	81.6	81.8	74.3	82.3	83.5	83.5
繰入金比率	収益的収入分 (%)	67.3	59.0	72.4	72.0	67.2	67.0	68.4	67.0	70.0
	うち基準内繰入金 (%)	82.5	76.3	93.0	94.0	95.2	95.2	95.2	95.2	95.2
	うち基準外繰入金 (%)	17.5	23.3	7.0	5.6	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8
	資本的収入分 (%)	32.7	41.0	27.6	28.0	32.8	33.0	31.6	33.0	33.0
	うち基準内繰入金 (%)	9.7	35.2	21.6	22.5	20.1	20.2	20.2	20.4	20.3
	うち基準外繰入金 (%)	23.0	64.8	78.4	77.5	79.9	79.8	79.8	79.6	79.9

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

9.5(21年度)

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	現在(平成23年7月1日改定実施)の料金設定については、汚水維持管理費は全額使用料で賄っているが、汚水の資本費については、下水道使用料のみでは、賄うことが出来ない状況にあり、汚水資本費算入率を約74%で設定をしました。今後も、段階的に「汚水の資本費」を段階的に解消するため、改定予定を平成26年度にも改定することとして設定。なお、有収水量については年間約1.8%ずつの増加を見込んで設定しています。
2 他会計繰入金の見込み	基準内繰入金については、「繰出金の通知」のとおりであるが、基準外繰出し金(使用料で賄えない汚水資本費)については、使用料改定を定期的に行い、基準外繰出金を縮減として設定しています。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	大規模投資、資産売却による収入についてはありません。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	平成24年3月定期償還日に、利率6%以上の旧資金運用部、平成24年9月末日に旧公営企業金融公庫について繰り上げ償還可能として、民間資金を繰り上げ償還の財源として借換を行ったものとして公債費については算出。歳入については、下水道使用料を平成23年度改定済みから、さらに、平成26年度にも改定する予定で計画を作成しています。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理		
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		給与構造改革については、平成18年4月1日より実施しました。地域手当につきましても、本市は基準で10%地域となっていますが、平成23年度は9%支給しております。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		平成18年4月1日より一般職員と同様に給与構造の見直しを行うとともに、自動車運転手当、年末年始手当等の特殊勤務手当を廃止しました。また、平成21年3月に、技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針を策定、公表し、技能労務職員は退職者不補充とするとともに、生計費、同一または類似の国及び地方公共団体の職員並びに民間の従事者の給与等を考慮し、適切な水準となるよう取り組んでおります。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		退職時特別昇給につきましては、平成18年4月1日にて廃止しました。
◇ 福利厚生事業のあり方		福利厚生事業につきましては、職員の住環境の変化を踏まえ、平成19年10月1日をもって職員住宅を廃止しました。また、習志野市職員互助会の事業内容を見直し、補助金を減額しております。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①	料金の適正化については、使用料で維持管理経費は全額賄っているものの、汚水の資本費については、使用料では賄いきれず、賄いきれない分については、一般会計からの繰出金で補填している状況であることから、使用料回収率の向上に努め、繰出金で補填している「汚水資本費」を段階的に解消するため、定期的な使用料の改定を実施します。Ⅱ－課題①
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		地方自治法第243条の3第1項および習志野市「財政事情」の作成および公表に関する条例に基づき、執行状況等を公表するとともに、住民等に分かりやすく情報を開示するため、主要財政指標の比較分析を行う「財政比較分析表」や、企業会計や第三セクター等の経営状況及び財政援助の状況を含めた「財政状況等一覧表」を公表しております。また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率について公表するとともに、発生主義・複式簿記の考え方の導入を図り、関連団体を含めた連結ベースでの財務書類四表を作成し、公表しております。
○ 行政評価の導入		平成13年度より行政評価を導入し、職員の意識改革や事務事業の見直しに努めております。また、行政評価の客観性・信頼性を高めること及び協働型社会の構築のため市政への市民参加を促すことを目的として、平成21年度より市民評価者による外部評価を実施し、市民のニーズに対応した事務事業の見直しに取り組んでおります。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも9.5（21年度）更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	平成23年7月1日の使用分から、下水道使用料を改定率6.5%の値上を実施しました。これは、汚水処理経費のうち維持管理経費については、全額下水道使用料で賄っているが、汚水の資本費については、使用料では賄いきれずに、一般会計からの基準外繰出金で賄っている状況にあります。これを段階的に解消するため、定期的に下水道使用料の改定を実施し、基準外繰出金の解消に努めてまいります。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	繰越欠損金についてはありません。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	料金の適正化については、使用料で維持管理経費は全額賄っているものの、汚水の資本費については、使用料で賄いきれない分は、一般会計から補填している状況であることから、使用料回収率の向上に努め、繰出金で補填している「汚水資本費」を段階的に解消するため、概ね3年から4年で、使用料改定を実施している。
4 その他	習志野市の平成22年度末の水洗化率は96.5%であるが、未接続世帯については、シルバー人材センターを活用して水洗化普及に努めるほか、水洗便所改造資金貸付金を設け水洗化の普及に努め、有収水量の確保に努めている。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

- 2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	延長計画合計	
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度)		(延長計画前年度)	(延長計画初年度)	(延長計画第2年度)	(延長計画第3年度)		(延長計画第4年度)
収入の確保	①	処理区域内人口(A)	129,133	132,059	136,148	138,759	141,608	143,793			146,377	148,822	151,307	153,834	
		増減		2,926	4,089	2,611	2,849	2,185		14,660	2,684	2,445	2,485	2,527	10,041
		水洗便所設置済人口(B)	122,639	128,616	129,940	134,006	136,683	139,116			141,592	144,113	146,678	149,289	
		増減		5,977	1,324	4,066	2,677	2,433		16,477	2,476	2,521	2,565	2,611	10,173
	C	水洗化率(%)	95.0	96.0	95.4	96.6	96.5	96.6			96.7	96.8	96.8	97.1	
		増減		1.0	-0.6	1.2	-0.1	0.1		1.6	0.1	0.1	0.1	0.2	0.5
	D	有収水量(m³)	14,228,978	14,477,736	14,733,020	14,992,235	15,466,629	15,536,813			15,816,476	16,101,172	16,390,993	16,686,031	
		増減		248,758	255,742	263,715	270,684	277,652		279,663	284,696	289,821	295,038	300,255	1,149,218
	E	使用料単価(円/m³)	131.7	131.4	136.0	138.0	138.0	143.0			144.9	143.6	147.9	152.7	
		増減		-0.3	4.6	2.0	0.0	5.0		11.3	-1.3	4.3	4.8	4.8	
F	料金改定率(%)			6.6			6.5					6.5			
	増減														
G	③ 収納率(%)	99.2	99.3	99.2	99.2	99.2	99.2			99.2	99.2	99.2	99.2		
	増減		0.1	-0.1	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
H	④ その他( )														
	増減														
経営の効率化	I	管理運営費(千円)	5,255,730	9,129,682	4,700,928	4,693,477	4,782,608	6,126,732			5,368,119	4,590,540	4,545,887	4,622,453	
		増減		3,873,952	-4,428,754	-7,451	89,131	1,344,124		871,002	-758,613	-777,679	-44,683	76,566	-1,504,279
	J	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円)	41	69	35	34	34	43			37	31	30	30	
		増減		28	-35	-1	0	9		2	-6	-6	-1	0	▲13
	K	汚水処理原価(円/m³)	186.4	176.7	171.0	149.2	149.2	220.5			188	157	153	154	
		増減		-9.7	-5.7	-21.8	0	71.3		34.1	-32	-31	-4	-1	▲66.4
	L	汚水処理原価(維持管理費)(円/m³)	63.4	71.5	68.0	64.0	61.3	77.4			78.0	78.8	78.6	78.3	
		増減		8.1	-3.5	-4.0	-2.7	16.1		14.7	0.8	0.8	-0.2	-0.3	0.9
	M	⑥ その他( )			9.5(21年度)										
		増減													
N	使用料回収率(%) $(E/K \times 100)$	70.7	74.4	79.5	92.6	92.0	81.8			88.9	91.3	96.5	99.1		
	増減		3.7	15.1	13.6	-0.6	-10.6		17.1	2.4	4.0	5.0	17.4		
O	累積欠損金比率(%)		0	0	0	0	0								
	増減														
P	企業債現在高(百万円)	35,984	34,800	35,431	35,345	35,541	36,554								
	増減		-1,184	631	-114	196	1,013		1,570						

(単位:千円・百万円)

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入	1,874	1,909	1,959	1,989	1,995	2,262	744					
			改善効果額	35	85	115	121	388						
収入の確保	①有収水量の増加	改善効果額												
		改善効果額												
収入の確保	②使用料の適正化	改善効果額		35	85	115	121	388	744					
		改善効果額												
収入の確保	③収納率の向上	改善効果額												
		改善効果額												
経営の効率化	管理運営費	改善効果額	5,256	9,225	4,169	4,379	4,716	4,733						
		改善効果額												
経営の効率化	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	改善効果額	267	270	249	215	213	210						
		改善効果額												
経営の効率化	⑤職員給与費の適正化	改善効果額		-3	18	52	54	57						
		改善効果額												
経営の効率化	維持管理費(上記以外)の適正化	改善効果額		-3	18	18	20	23						
		改善効果額												
経営の効率化	⑥その他( )	改善効果額												
		改善効果額												
当初計画改善効果額 合計									922					
<参考>当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)									858					

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

(単位:千円・百万円)

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入						2,124	2,223			2,291	2,312	2,425	2,548	
		改善効果額							▲ 39			68	89	202	325	645
		①有収水量の増加														
		②使用料の適正化							▲ 39			68	89	202	325	645
	③収納率の向上															
	その他④( )															
	改善効果額															
	経営の効率化	管理運営費														
		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの														
		改善効果額														
⑤職員給与費の適正化																
維持管理費(上記以外)の適正化( )																
その他⑥( )																
改善効果額																

注1 計画前年度において使用料単価150円/m<sup>3</sup>(20m<sup>3</sup>当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m<sup>3</sup>未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。

- 「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。なお、記入にあたっては、枠外右上部の表示単位を○印で囲むこと。)
- 「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。なお、記入にあたっては、枠外右上部の表示単位を○印で囲むこと。)
- 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。
- 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。

【平成21年度地方公営企業決算状況調査】

- ・処理区域内人口…………… 10表01行11列
- ・水洗便所設置済人口…………… 10表01行12列
- ・有収水量…………… 10表01行52列
- ・管理運営費…………… 32表02行13列
- ・汚水処理原価…………… (32表02行14列)÷(有収水量)
- ・汚水処理原価(維持管理費)…………… (32表01行44列)÷(有収水量)
- ・使用料収入
- 法適用事業 = 20表01行03列
- 法非適用事業 = 26表01行03列
- ・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの
- 法適用事業 = (21表01行06列)+(23表01行18列)-(21表01行44列)
- 法非適用事業 = (26表01行14列)+(26表01行35列)-(26表02行14列)

6 「普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

延長計画改善効果額 合計 A	645
延長期間が2年の場合に加算する改善効果額 B	
普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C	
A+B+C	645
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	346

料金の適正化については、下水道使用料で維持管理経費は全額賄っているものの、汚水資本費については、賄えない状況にあり、賄いきれない分については、一般会計からの基準外繰出金で補填している状況であることから、基準外繰出金の段階的な削減に努め、また、下水道財政の経営基盤強化のため、概ね3年から4年で使用料改定を実施している。なお、平成23年7月1日使用分から改定率6.5%で改定を実施しました。